

各中・義務教育学校長 様

京都府中学校体育連盟
会長 野川 晋司

第75回 京都府中学校総合体育大会実施要項 スキー競技の部（案）

- 1 主催 京都府中学校体育連盟 京都府教育委員会 京都市教育委員会 (公財)京都府スポーツ協会
- 2 主管 京都府スキー連盟
- 3 後援 京都新聞 京都府スキー連盟
- 4 日時 令和5年1月4日(水)～6日(金)
競技日程
1月2日 15:00 中体連・高体連 合同組織委員会
1月4日 16:00 役員会 (野沢アリーナ)
諸注意・プログラム・ビブ配布
1月5日 9:00 アルペン 大回転(女子・男子)(コース未定)
10:30 クロス クラシカル(女子3km・男子5km)
1月6日 9:00 アルペン 回転(女子・男子)(コース未定)
10:30 クロス フリー(女子3km・男子5km)

※競技終了1時間半後日影センター前で諸連絡を行う。

- 5 会場 野沢温泉スキー場 (長野県下高井郡野沢温泉)
大会本部 「お宿 友八」 電話 0269-85-2491
令和5年1月3日(火)15時より
ビブ管理 「ロッジ 内伴」 電話 0269-85-2296
- 6 参加資格 (1) 京都府中学校体育連盟に加入し、各ブロック大会で出場権を得た個人。
「年齢は、平成19年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の6月24日までに京都府中学校体育連盟に申し出ること」
(その後、府中体連より日本中体連に報告する。)
(2) 参加資格の特例
ア 学校教育法134条の各種学校について、「別記1」のとおり大会参加を認める。学校
「別記1」参照
(3) 本連盟が取得する、個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。
- 7 外部指導者(コーチ等)
(1) 原則として外部指導者(コーチ等)は大会に参加できる。
ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。
この場合の外部指導者(コーチ等)は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。
ア 参加規定
当該校長が人格・指導面において適任者と認めた20歳以上の者であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。
また、各専門部の「外部指導者(コーチ等)規定」に準じ、指導任務を行うことができる。
イ 審判について
原則として顧問以外の外部指導者(コーチ等)の審判を認める。
ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

8 引率者及び監督

- (1) 参加生徒の引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者（コーチ等）については校長が認めた者とする。
- (2) 引率者の特例
個人種目の参加について、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」により、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。
「別記3・京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」参照
- (3) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。
「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照

9 競技規定

- (1) 大会は各競技別、男女別学校対抗とする。
- (2) この大会は以下の大会の予選会を兼ねる。
第71回近畿中学校総合体育大会スキー競技の部（兵庫県豊岡市） 京都府予選会
第60回全国中学校スキー大会（AP…野沢温泉スキー場）
（XC…野沢温泉スキー場） } 京都府予選会

10 表彰

- (1) 学校対抗 男・女 1～3位まで賞状を授与する。
- (2) 個人 3位まで賞状を授与する。
近畿大会出場資格 本大会GS種目において15位までを京都府の代表として出場資格を与える。
本大会クラシカル種目において6位までを京都府の代表として出場資格を与える。
全国大会出場資格 本大会各種目において4人までを京都府代表として出場資格を与える。

11 申し込み

- (1) 期 限 令和4年10月28日（金）17時まで
- (2) 申 込 先 〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町56
京都市立凌風小中学校「京都府中学校スキー大会」 矢野 美歩 宛
TEL 075-693-8222
- (3) 書 式 別紙申込一覧表、出場承認書、個人票（監督がいない場合はそれに関する書類、外部指導者が引率する学校はそれに関する書類）
- (4) 申し込み 各学校単位で一括してまとめて申し込むこと。
ジャンプ競技も回転、大回転・距離競技と同じように申し込むこと。
（電話・FAX・メールでの申し込みは一切受理しない）

12 抽 選

- (1) グループ抽選のため、申し込みの際に種目ごとの校内ランキングを記入のこと。
- (2) 抽選は令和4年11月5日（土）専門委員会で行います。

13 近畿・全国大会

この大会は以下の大会の予選会を兼ねる。

*第71回近畿中学校総合体育大会スキー競技の部

(兵庫県奥神鍋スキー場) 令和5年1月22日(日)～23日(月)

予選大回転競技・距離競技 男女各上位15名を選考する。

*第60回全国中学校スキー大会 令和5年2月7日(火)～10日(金)

現地集合は 2月4日(土) 16:00

アルペン(長野県野沢温泉スキー場) 大回転男女各4名・回転男4名 女子5名。

予選アルペン2種目において2位までの選手のみ2種目出場とする。他は1種目とする。ただし、出場者が満たないときはスキー専門部が推薦し、2種目出場の場合もある。

クロスカントリー(長野県野沢温泉スキー場) 男女各6名選考する。

14 その他

- (1) 大会開催の可否については、令和5年1月3日(火)正午現在の積雪状況で決定し、大会中止(変更)の場合は大会本部に掲示します。(15時以降)

問い合わせ先 矢野 美歩 (本部 0269-85-2491)

- (2) 競技中の事故について、応急処置はするがそれ以外の責任は負わないものとする。
特に、アルペン競技出場者は対人補償を伴うスキー保険、スポーツ傷害保険、またはこれに準じる保険に加入していることが望ましい。
- (3) 宿舎の手配は年末年始で混み合いますので、各自で早めにして下さい。
- (4) 引率者・コーチは大会役員として運営に協力して頂きますので、役員会には必ず出席してください。宜しくお願い致します。(スキー板をはいての役員をお願いすることがあります。)

大会役員には競技日令和5年1月5日(木)・6日(金)のリフト券を支給します。

- (5) 特別警報が発表された場合にはすべての競技は直ちに中止する。
- (6) 大雪警報・暴風雪警報等の状況を考慮し、事前に大会延期の判断を行う場合がある。その判断は、専門委員長、大ブロック会長、地元スキースクール・パトロールと協議したうえで京都府中体連本部が行う。
- (7) 新型コロナウイルスの今後の感染状況の推移により、大会を中止する場合がある。
- (8) 京都府中学校体育連盟新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン及び各専門部ガイドラインを遵守すること
- (9) 新型コロナウイルス感染予防のため、1選手につき2名までの観戦を可能とする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、宿泊は行わない。
ただし、やむを得ず宿泊を行う場合は各市町教育委員会の判断を仰ぐこと
- (11) カンダハーコースを使用する場合に限り安全使用料として各日800円以上を徴収する。
- (12) 新型コロナ感染症対策として開閉会式は実施しない。

会場アクセス及び開会式地図



令和5年1月4日(水) 16:00～

場所 野沢温泉アリーナ

向林駐車場の向いにあります。また、府選手権 SL 競技の TCM(1/3(火) 16:00～) も同じ場所で開催予定です。



「参加資格の特例」

・「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

- 1 学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問 教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え傷害保険に加入する等、万全の事故対策を立てておくこと。

「引率者の特例」

・「別記3・京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、中学校教育の一環（学校管理下）として位置づけ、府内中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学校生徒を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校教員・部活動指導員であることを原則とするが、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、以下の規定に基づき当該校教員以外（引率者としての外部指導者）の引率による大会参加を認める。

- 1 引率者としての外部指導者（以下引率外部指導者とする）の規定
 - (1) 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者であること。また、事前に校長との間で、外部指導者としての契約がなされていること。
 - (2) 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。また専門部によってはそのための資格を必要とする場合もある。
 - (3) 大会申込用紙の、引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
 - (4) 規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。この場合、参加生徒も失格となる場合がある。
 - (5) この規定以外のことは、大会要項及び府専門部の定める規定の通りとする。
- 2 引率外部指導者の引率を認める種目は、以下のとおりとする。
 - ・陸上競技（リレーを除く）・水泳（リレーを除く） ・ソフトテニス（個人）
 - ・卓球（個人） ・バドミントン（個人） ・体操、新体操（個人）
 - ・柔道（個人） ・剣道（個人） ・相撲（個人）
 - ・テニス（個人） ・スキー（リレーを除く） ・スケート（個人）
- 3 引率外部指導者には、監督の資格を認めない。
 - (1) この時の監督は、他校の教員とする。当該校の校長は、監督を引き受けようとする教員の所属する学校長に文書で依頼し、府専門部の承認を得ること。
 - (2) 引率外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。ただし、質問事項については、校長が依頼した監督を通して行うことができる。
- 4 生徒の大会参加に関わる責任は、法令に基づき校長が負う。
- 5 引率上の留意点及び大会会場における留意点
 - (1) 学校に該当の部が設置されていない場合、参加生徒は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象とならない場合もあるので、任意の保険に加入することが望ましい。（ただし、他校教員の場合は給付対象となる）
 - (2) 引率にあたっては、公の交通機関を利用すること。
 - (3) 引率外部指導者は、引率上の必要事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。
 - (4) 専門部が定める規定を順守し、責任ある行動をとること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。
- 6 他校教員による引率については1(1)、5(1)を適用しない。
- 7 本特例は、平成15年5月20日より実施する。（平成26年5月2日一部改正）
（平成30年3月2日一部改正）

「監督等の条件」

・「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、健全な中学校生徒を育成することを目的とし、運動部活動は学校教育の一環であると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について、以下のとおり監督等の条件を設ける。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

- (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。
- (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

- (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する
★後任の補充は、該当地区中体連会長と相談し、該当地区中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする
- (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する

4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期 間

- (1) 違反行為1回目
校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする（1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする）
- (2) 違反行為2回目
本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする

6 本条件は、平成30年4月1日より実施する。